

農家のみなさんへ

～ 令和7年産の営農計画作成にあたって ～

1	令和7年産米の「生産の目安」について	P. 2
2	令和7年度産地交付金等の見直しについて	P. 5
3	令和7年度産地交付金について	P. 6
4	コメ新市場開拓等促進事業 畑作物産地形成促進事業について	P. 11
5	畑地化促進事業について	P. 14
6	経営所得安定対策等のスケジュールについて	P. 16
7	交付対象水田の見直しについて	P. 19

《鶴岡市》

農林水産部農政課	Tel 35-1296	Fax 25-8763
藤島庁舎産業建設課	Tel 64-5809	Fax 64-5847
羽黒庁舎産業建設課	Tel 62-2527	Fax 26-9109
櫛引庁舎産業建設課	Tel 57-2114	Fax 57-2119
朝日庁舎産業建設課	Tel 53-2117	Fax 53-2119
温海庁舎産業建設課	Tel 43-4616	Fax 43-4633

《JA 鶴岡》

南支所	Tel 29-9960
中央支所	Tel 22-2460
北支所	Tel 29-0433
上郷事業所	Tel 35-2155
大山事業所	Tel 33-3345
西郷支所	Tel 76-2344

《JA 庄内たがわ》

藤島支所	Tel 64-2214
羽黒支所	Tel 62-4154
櫛引支所	Tel 57-2158
朝日支所	Tel 53-2513
温海支所	Tel 43-3411

《NOSAI 山形庄内支所》 Tel 0234-91-1554 Fax 0234-91-1560

鶴岡市農業振興協議会

「農家のみなさんへ（資料編）」ホームページ掲載等のお知らせ

資料編については令和４年度から配布は行わず、鶴岡市のホームページへの掲載及びＪＡ各支所等への一定数配布の対応に変更となりました。資料編の内容は以下のとおりですので必要に応じてご確認ください。

1.	令和６年度需給調整・転作作物の状況について	P. 1
2.	令和６年度交付金交付状況について	P. 3
3.	経営所得安定対策等の概要について	P. 4
4.	記載例（畑地営農計画書）	P. 6
5.	記載例（諸様式）	P. 7
	・認定方針作成者参加申込書及び個人情報利用承諾書	P. 8
	・「生産の目安」の地域内調整申請書、地域内調整一覧表	P. 9
	・特定農作業受委託契約書の写し	P. 11
	・水田飼料作物利用供給契約書の写し	P. 12
	・産地交付金 園芸施設作付面積報告書	P. 14
	・産地交付金申請書 （そば・山菜・団地・団地輪作・耕畜連携・地力増進作物）	P. 15
	・自然災害・鳥獣害による被害ほ場確認依頼書	P. 24
6.	「生産の目安」補正計算表	P. 26
7.	農地異動・農作業受委託について	P. 27
8.	農作業全般に係るお知らせ	P. 28
9.	農業生産工程管理（GAP）について	P. 29
10.	SEADSについて	P. 30
11.	生産性向上土地基盤整備事業について	P. 31
12.	農業委員会からのお知らせ	P. 32
13.	収入保険について	P. 34
14.	つるおか・アグリメール配信のご案内	P. 36

下記URL 2次元コードから資料編がダウンロードできます

<https://www.city.tsuruoka.lg.jp/sangyo/nourinsuisan/noukanominasanhe.html>



※「農家のみなさんへ（資料編）」の他に各種申請様式もありますので、必要に応じてご活用ください。

1 令和7年産米の「生産の目安」について

1. 協議会における「生産の目安」

令和6年11月29日に山形県農業再生協議会から地域農業再生協議会ごとの「生産の目安」が示され、鶴岡市農業振興協議会においては52,916t、8,894ha（前年比1,960t増、229ha増）となりました。

2. 「生産の目安」の配分方法

上記の配分を受け、令和7年2月4日の鶴岡市農業振興協議会臨時総会において、「生産の目安」を前年同様に均等配分と傾斜配分の要素で算定し、JA等の認定方針作成者に配分することに決定されました。

農業者別の配分にあたっては、協議会で設定した算定要素を用いて配分するか、別の算定方法で配分するかは、認定方針作成者が選択することとなります。

(1) 均等配分

均等配分作付率は52.4%（前年比+1.2ポイント）となります。

(2) 傾斜配分

県の動向を踏まえつつ、市総合計画の方向性に沿って、「大規模経営」、「環境保全型農業」を算定要素とします。

① 大規模経営加算

前年度の共済台帳面積計に応じて加算措置を行います。

○ 面積規模区分と加算割合

区分		A	B	C	D
	平野部	7ha～10ha 未満	10ha～15ha 未満	15ha～20ha 未満	20ha 以上
	中山間部	—	4ha～7ha 未満	7ha～10ha 未満	10ha 以上
加算割合 (%)		3	6	9	12

※ 共済資格団体でない集落営農の構成員については、個人ごとに加算する。

※ 8割以上のほ場が中山間地域に該当する場合は、「中山間部」を採用する。

(例) 平野部において、経営面積14ha、配分基準単収600kg/10aであった場合

・ 7ha～10ha 該当部分： $3\text{ha} \times 3\% \times 600\text{kg}/10\text{a} = 540\text{kg}$ (9a 相当分)

・ 10ha～15ha 該当部分： $4\text{ha} \times 6\% \times 600\text{kg}/10\text{a} = 1,440\text{kg}$ (24a 相当分)

⇒ 加算数量 $540\text{kg} + 1,440\text{kg} = 1,980\text{kg}$ (33a 相当分)

○中山間地域の対象エリア

[鶴岡]	田川、豊浦、加茂、中山、湯田川、藤沢、滝沢（水上・水尻）、上山谷（大沢）、高坂（鉢ヶ森・山口）、矢引（成石・兼井沢）
[藤島]	添川（楯ノ沢・川代・仁ヶ竹原・米山・新地・渡戸沢・池苗代・麴ヶ沢・湯ノ沢・火渡・五斗畑・沢田・中山・西山・大西山・北山）、鷺畑（山野腰・頭森）、東堀越（五輪沢田・沢田・郷ノ浜）
[羽黒]	手向、川代、荒川（秋葉山・今野・大坂・水沢・机沢・上前田元・道見）、上野新田（東山・上台・段之松・二反割）、玉川（袋樋・白山前・段之越）
[櫛引]	宝谷、たらのき代、西荒屋（柳沢）、黒川（上の山・春日山・三礎林）
[朝日]	全域
[温海]	全域

② 作型加算

前年度の有機・特別・直播栽培水稻の作付面積に対し、以下の加算を行います。

○作型区分と加算割合

(%)

区分	有機	特別	直播	直播特裁
加算割合	25	10	10	15

(例) 配分基準単収 600kg/10a の農業者が、前年度に 2ha の特別栽培水稻と 4ha の直播栽培水稻に取り組んだ場合

$$\Rightarrow (2\text{ha} \times 10\% + 4\text{ha} \times 10\%) \times 600\text{kg}/10\text{a} = 3,600\text{kg} \cdots 60\text{a 相当}$$

【 令和 7 年産米の「生産の目安」(作付率の平均) 】

(%)

	鶴岡	藤島	羽黒	櫛引	朝日	温海	合計
R 6 年産 生産の目安	55.7	57.4	55.6	55.8	55.3	53.8	56.0
R 7 年産 生産の目安	57.0	58.8	57.0	57.2	56.6	55.0	57.3
増減	+1.3	+1.4	+1.4	+1.4	+1.3	+1.2	+1.3

※ 上記は地域別の平均値です。

農業者毎の作付率は仮配分通知を確認してください。

3. 農業者別配分基準単収の設定方法

- (1) 令和 6 年度の水稲作付ほ場において、農業共済組合で設定している収量等級を基にして一筆ごとに生産数量を算定し、合計する。(A)
- (2) 令和 6 年度の水稲作付ほ場の面積を合計する。(B)
- (3) A (生産数量合計) と B (面積合計) から、生産数量の加重平均値を算定する。(C)

$$= A \div B)$$

(4) Cの数値は農業共済組合が用いる網目 1.9 mmでの値であり、国が用いる網目 1.7 mmの値に補正するため、令和6年度における 1.7 mmから 1.9 mmの間の玄米割合 5.1%で補正を行う $\{C \div (1 - 0.051)\}$ 。なお、単位は10a 当たりとする。

(5) 県から提示された面積換算単収に合わせるための補正を行い、小数点以下を四捨五入する。

注1. 算定は令和6年度実績に基づいて行うものとし、令和7年度で水稻作付ほ場を変更した場合でも再計算は行わない。

注2. 令和6年度に水稻作付実績がない場合は、全ほ場を対象として(1)から(5)までの計算を行う。

注3. 集落営農(任意団体)は、組織全体で(1)から(5)までの計算を行い、構成員の配分基準単収とする。したがって、構成員毎の配分基準単収は同一数量となる。

注4. 令和7年度からの新規経営体は、令和7年度に水稻作付がある場合は当該ほ場を、水稻作付がない場合は全ほ場を対象として(1)から(5)までの計算を行う。

注5. 集落営農(任意団体)から移行した集落営農(法人)は注3、新たに設立した集落営農(法人)の初年度は注4に従って計算を行う。

4. 農業者別「生産の目安」の算定方法

- ・ 「生産の目安」数量 (kg)
共済台帳面積計 × 均等配分作付率 × 農業者別配分基準単収
+ 傾斜配分数量
- ・ 「生産の目安」面積 (㎡)
「生産の目安」数量 ÷ 農業者別配分基準単収

5. 令和7年産米に係る「生産の目安」のお知らせ

農業者別に設定した「生産の目安」をお知らせしますので、記載された数値を参考として営農計画書を作成してください。耕地異動があった場合には、「生産の目安」補正計算表(資料編 P26)を使用して再計算をお願いします。

「生産の目安」については、耕地異動のほか、互助調整により補正され、最終的には6月6日までに確定されます。

2 令和7年度産地交付金等 見直しの概要

1. 産地交付金（見直し（単価））

- ・国の指導により産地交付金の単価を千円単位に変更します。
- ・~~5年水張への対応策として、~~大豆の生産性向上に有効なブロックローテーションを推進するため、団地輪作加算単価を増額します。

対象品目	R6 単価 (円/10a)	R7 単価 (円/10a)	備考
品目全て	百円単位	<u>千円単位</u>	国の指導により変更 (R6 単価の四捨五入)
団地輪作加算 (大豆)	固定 11,000	<u>固定 12,000</u>	5年水張の対応策として

2. 戦略作物助成（見直し（単価））

- ・一般品種について、令和8年度までの経過措置として引き続き減額となりました。
なお、多収品種については令和6年度から変更ありません。

対象品目	R6 単価 (円/10a)	R7 単価 (円/10a)	(参考)R8 単価 (円/10a)
飼料用米 (多収品種)	数量に応じて 55,000～105,000 (標準単価 80,000)	数量に応じて 55,000～105,000 (標準単価 80,000)	数量に応じて 55,000～105,000 (標準単価 80,000)
飼料用米 (一般品種)	数量に応じて 55,000～95,000 (標準単価 75,000)	<u>数量に応じて</u> <u>55,000～85,000</u> <u>(標準単価 70,000)</u>	<u>数量に応じて</u> <u>55,000～75,000</u> <u>(標準単価 65,000)</u>

3. 畑地化促進事業のうち 畑地化支援助成（見直し（単価））

- ・先行実施者との均衡を図る観点から減額となりました。

対象品目	R6 単価 (円/10a)	R7 単価 (円/10a)	要件等
品目全て	140,000	<u>105,000</u>	(詳細は P14 に記載)

3 令和7年度産地交付金について

1. 基本要件

下記に掲げる対象品目を、交付対象水田において、販売目的で生産すること。

- ・ 後日、対象作物ごとに販売伝票等を提出していただきます。
- ・ 適切な生産が行われていない可能性が高いと判断される場合には、交付対象となりません。
- ・ 営農計画書に記載のない農地や、カウント農地は対象となりません。

2. 交付対象

(1) 園芸作物助成

① 基本助成

対象作物の作付面積に応じて交付金を交付します。

また、下記品目の組合せで二毛作の取組みを行った場合は、それぞれの品目を交付対象とします。(花き区分、山菜区分内での二毛作は不可)

対象品目		単価 (円/10a)	作付面積要件
最重点 品目	枝豆	変動 15,000	申請者あたり 25a 以上
	ニラ	変動 21,000	申請者あたり 5a 以上
	アスパラガス		申請者あたり 5a 以上
	ねぎ	変動 21,000 [変動 29,000]	申請者あたり 5a 以上
	トマト		申請者あたり 5a 以上
	きゅうり		申請者あたり 5a 以上
重点 品目	トルコギキョウ アルストロメリア ストック きく フリージア ひまわり	変動 10,000 [変動 20,000]	申請者あたり 10a 以上 (花き合算)
	さやいんげん	変動 10,000 [変動 20,000]	申請者あたり 5a 以上
	赤かぶ	変動 10,000	申請者あたり 10a 以上
	わらび ぜんまい 行者にんにく うるい	変動 10,000	申請者あたり 5a 以上 (山菜合算)
振興 品目	キャベツ	変動 6,000	申請者あたり 10a 以上
	さといも		申請者あたり 10a 以上
	なす		申請者あたり 5a 以上
	ミョウガ		申請者あたり 5a 以上

※ 表中の〔 〕は、園芸施設（パイプハウス）で作付けした場合の単価です。

※ 園芸施設で作付している場合は、作付面積要件はありませんが、園芸施設作付面積報告書の提出が必要です。

※ 山菜4品目については、適切な管理作業（除草等）を行うことが要件となるため、産地交付金申請書及び山菜作付ほ場一覧（添付様式2号）並びに実施状況写真の提出が必要です。

※ 変動単価については、増額・減額ともに想定されます。

② 面積拡大加算（露地・施設）

最重点品目（露地）、最重点品目及び重点品目（施設）のそれぞれの作付面積の合計が前年より増加した面積分に限って交付金を交付します。

対象品目	単価（円/10a）	要 件
（最重点品目 露地）※ 枝豆、ニラ、アスパラガス、ねぎ、トマト、きゅうり	固定 9,000	前年に比べ 交付対象面 積が増加し ていること
（最重点品目 施設） ねぎ、トマト、きゅうり （重点品目 施設） 花き（基本助成対象品目に限る）、さやいんげん	固定 90,000	

※ 枝豆、ニラ、アスパラガスは施設面積も露地として合計します。

（２）そば助成

そばの作付面積に応じて交付金を交付します。

対象品目	単価（円/10a）	要 件（詳細はP9に記載）
そば	基本助成 固定 15,000	湿害対策を実施していること
	加算助成 固定 5,000	生産性向上の取組を1つ以上実施していること

※ 産地交付金申請書及びそば作付ほ場一覧（添付様式1号）、実施状況写真等の提出が必要です。

※ 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）と異なり、認定農業者等の要件はありません。

（３）団地加算

湿害対策、作業効率の向上、農薬飛散対策として計画的な団地を形成した場合に、団地面積に応じて交付金を交付します。

対象品目	単価（円/10a）	連担要件（詳細はP10に記載）
大豆	固定 5,000	1.0ha以上、2.0ha未満
	固定 7,000	2.0ha以上
枝豆	固定 3,000	1.0ha以上

※ 枝豆については、園芸作物助成の対象（申請者あたり25a以上）となっていることが交付要件となります。

※ 産地交付金申請書、団地加算・団地輪作加算実施ほ場一覧（添付様式3号）等の提出が必要です。

※ 産地交付金の配分額が増加した場合は、単価を増額する可能性があります。

（４）団地輪作加算

団地を形成したうえで、水稻とのローテーションを行った場合に、作付面積に応じて交付金を交付します。

対象品目	単価（円/10a）	要 件
大豆	固定 12,000	・団地加算の対象であること ・前年産が水稻（飼料用米、WC S 稲 ^{※1} 、稲SGS ^{※2} 等を含む）であること

※ 産地交付金申請書、団地加算・団地輪作加算実施ほ場一覧（添付様式3号）等の提出が必要です。

※ 産地交付金の配分額が増加した場合は、単価を増額する可能性があります。

※¹ WC S 稲：子実と茎葉を発酵させた家畜飼料の原料となる稲

※² 稲SGS：生もみのまま粉碎して発酵させた家畜飼料の原料となる稲

(5) 耕畜連携助成

耕種農家と畜産農家が協力して耕畜連携の取組みを行った場合に、取組面積に応じて交付金を交付します。

対象取組	単価（円/10a）	要 件
わら利用	固定 9,000	飼料用米（区分管理）、稲SGSを作付けし、わら利用の取組みを行うこと
水田放牧	固定 9,000	飼料作物を作付けし、水田放牧の取組みを行うこと

※ 産地交付金申請書等の提出が必要です。

※ 産地交付金の配分額が増加した場合は、単価を増額する可能性があります。

(6) 加工用米助成、米粉用米助成、新市場開拓用米助成、飼料用米助成

対象品目について作付面積に応じて交付します。

対象品目	単価（円/10a）	要 件
加工用米	変動 5,000 〔県設定枠〕	生産性向上の取組（①ケイ酸質肥料②その他溶性リン肥等①の成分を含む肥料 のいずれかを適正量散布すること）を行うこと ※コメ新市場開拓等促進事業との重複受給はできません
米粉用米	変動 10,000 〔県設定枠〕	
新市場開拓用米	変動 8,000 〔県設定枠〕	
	固定 20,000 〔国設定枠〕	輸出用、バイオエタノール用など ※コメ新市場開拓等促進事業との重複受給はできません
	固定 10,000 〔国設定枠〕	3年以上の新規複数年契約を行うこと。 ※コメ新市場開拓等促進事業で採択された方が対象
飼料用米	変動 5,000 〔県設定枠〕	低コスト生産等の取組メニューのうち3つ以上の取組を行うこと

※ 東北農政局長から、加工用米、新規需要米（米粉用米・飼料用・新市場開拓用）として認定されたものに限りします。

※ 要件確認のため、資材購入伝票の保管、作業日誌等の整備をしてください。

(7) 地力増進作物助成

高収益作物等への転換に向けた計画的な地力増進作物の作付に対し交付金を交付します。

対象品目	単価（円/10a）	要 件
地力増進作物	固定 20,000 〔国設定枠〕	戦略作物又は高収益作物への転換計画を作成し、対象品目を作付すること。ただし、基幹作に限る。

※ クローバー、ソルガム、レンゲ、えんばく、ヘアリーベッチなど協議会が認めるもの。

※ 令和6年産において、同助成による支援を受けたほ場に対する助成は行いません。

そば助成の要件について

1. (基本助成) 湿害対策要件について

下記いずれかの湿害対策を1つ以上実施していること

(1) 明渠排水

- ・おおむね 30cm 以上の深さの明渠が、ほ場の全周に設置されていること
なお、排水機能を維持している場合には、過去に設置したもので可

(2) 暗渠排水

- ・弾丸暗渠機、サブソイラー、プラソイラー等により、ほ場のおおむね全体に補助暗渠を設置すること

(3) その他

- ・排水渠以外の対策（畦畔除去、傾斜均平など）を行っていること

2. (加算助成) 生産性向上取組要件について

基本助成に加え、下記のうち1つ以上の取組を実施していること

(1) 明渠と暗渠の同時設置

- ・明渠排水と暗渠排水について同時に設置すること

(2) 土づくり

- ・堆肥含む肥料や土壌改良材など土づくりを行うこと

(3) 条播または耕うん同時畝立て技術等の実施

- ・上記播種技術等による播種を行うこと

3. 申請について

下記のとおり関係書類を提出すること。

項目	対象者	提出期限
産地交付金申請書	申請者共通	6月13日
そば作付ほ場一覧（別添様式1号）		
湿害対策実施状況写真 ※ ¹		7月末
資材購入伝票の写し	該当者のみ ※ ²	（実施後速やかに提出 すること）
条播等の専用機械による実施状況写真	該当者のみ ※ ³	

※¹ ほ場につき1枚提出すること。また加算助成「(1) 明渠と暗渠の同時設置」に取り組む場合はほ場につき2枚提出すること

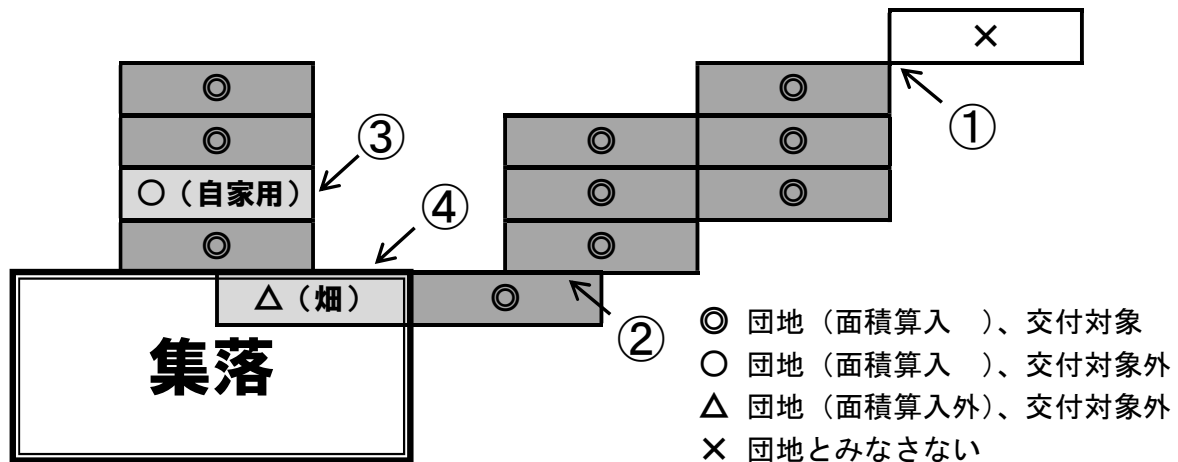
- ・明渠排水等については判別可能な写真を添付すること
- ・暗渠排水については専用機械による作業中の写真を添付すること

※² 「(2) 土づくり」に取り組む場合のみ提出

※³ 「(3) 条播または耕うん同時畝立て技術等の実施」に取り組む場合のみ提出すること。ただし、写真は申請ほ場数に関わらず1枚で構いません。

団地加算（大豆・枝豆）の要件について

1. 団地の連担要件について



- (1) 同一の対象作物が作付けされていること。
- (2) 対象ほ場の1辺が、他の対象ほ場と接していること。
 - ・ 角接続は連担とみなさない（事例①）
 - ・ 1辺すべてが接している必要はない（事例②）
- (3) 同一の対象作物が作付けされているが、産地交付金対象外のほ場（カウントほ場、自家用など）については、連担しているものとみなし、団地面積に算入することができる（事例③）。
- (4) 同一の対象作物が作付けされている畑については、連担しているものとみなすが、団地面積には算入できない（事例④）。
- (5) 農業機械の往来に支障が無い道路や農業用水路等を挟んでいる場合は連担しているものとみなす。
 ただし、河川、鉄道、中央分離帯のある道路等を挟んでいる場合や、側道等を経由しなければほ場進入ができない場合については、連担しているものとみなさない。

2. 団地の面積要件について

連担要件を満たす団地の面積が、大豆 2.0ha または 1.0ha 以上、枝豆 1.0ha 以上であること。

3. その他要件について

枝豆については、園芸作物助成の対象（申請者あたり 25a 以上）となっていること。

4. 申請について

6 月 13 日まで、「産地交付金申請書」を提出すること。

4 コメ新市場開拓等促進事業・畑作物産地形成促進事業 について

1. 事業概要について

産地と実需者が連携して作成する「産地・実需協働プラン」に基づき、実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の取組を3つ以上行った場合に、取組面積に応じて交付します。

2. 支援内容について

	対象品目	単価（円/10a）	対象要件等
コメ新市場開拓等 促進事業	加工用米	30,000	東北農政局長から、加工用米として認定されたもの。
	新市場開拓用米	40,000	東北農政局長から、新市場開拓用米として認定されたもの。（輸出用米、輸出向けパックご飯の原料用米、輸出向け日本酒の原料用米等）
	米粉用米 （パン・めん専用品種）	90,000	東北農政局長から、米粉用米として認定されたもの。ただし、パン・めん専用品種であること。
畑作物産地形成 促進事業	麦・大豆	40,000 (45,000) ※()内はR8に畑地化に取り組む場合の単価	輸出・加工用
	高収益作物 （野菜等）		産地交付金品目のうち輸出用、加工・業務用 ※ 生食や産直販売などは対象外
	子実用 とうもろこし		—

※ 農業者又は集出荷業者等が実需者と販売契約を締結する必要があります。

※ 本事業で支援を受けた交付面積については、令和7年度水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（加工用米:2万円/10a、米粉用米:5.5万円～10.5万円/10a、麦・大豆・子実用とうもろこし:3.5万円/10a）及び産地交付金（新市場開拓用米:2万円/10a）から除外されます。

※ 国の予算の範囲内で交付されるため、取組を申請しても不採択となり、交付されない場合があります。

3. 申請について

各集出荷業者で取り扱いが異なりますので、別途通知いたします。

なお、令和7年度に新たに取組を検討される方につきましては、鶴岡市農政課または地域庁舎産業建設課に令和7年2月14日（金）までご相談ください。

取組メニュー等については、下記ホームページからダウンロードできます

https://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/soukatu/r7_hata_kome.html



ご不明な点がございましたら、集出荷業者または鶴岡市農政課、各地域庁舎産業建設課へお問い合わせください。

コメ新市場開拓等促進事業（共通）の取組メニュー及び実績確認方法

※ ①～⑯から3つ以上の取組を実施すること

※ 本事業の要望調査の開始日（令和7年1月6日）以降の令和7年産（基幹作）の取組が対象

番号	取組メニュー	取組内容・取組基準	実績確認方法	写真撮影のポイント等	
①	直播栽培	湛水直播栽培や乾田直播栽培 ・育苗作業を省略し、直播に対応した播種機等を用いて種もみを直接は場に播種する栽培を行うこと	・営農計画書及び作業日誌により確認		
②	疎植栽培	地域の慣行栽培における移植密度に比べ密度を低くし、移植に要する苗箱数を減らす取組 ・疎植に対応した田植機を使用し、苗の移植密度を地域の慣行レベルの80%以下又は50株/坪(15.2株/㎡)以下とすること	・作業日誌により確認 ・苗の移植密度を記載すること		
③	高密度播種育苗栽培	地域の慣行栽培における育苗密度に比べ密度を高くし、移植に要する苗箱数を減らす取組 ・慣行栽培(乾籾100～150g(催芽籾125～187g))より育苗密度が高くなるよう、乾籾250～300g(催芽籾312～375g)を播種・育苗し、高密度播種育苗に対応した田植機を用いて移植すること	・作業日誌により確認 ・苗の育苗密度を記載すること ※基準…乾籾250～300g(催芽籾312～375g)		
④	プール育苗	プールを設置し、プール内に苗箱を置き湛水状態で行う育苗	・作業日誌により確認 ・育苗センター等に作業委託した場合は、支払伝票の写しを提出	(個人実施の場合のみ) ☐ 育苗プールの全景写真	写真必要
⑤	温湯種子消毒	農薬を使用せず、約60℃の温湯に種籾を浸漬し、種子消毒を行う取組	・個人実施の場合は、作業中もしくは機器の写真を提出	(個人実施の場合のみ) ☐ 種子消毒の作業中写真	
⑥	効率的な移植栽培	無代掻き移植栽培※1、乳苗移植栽培※2のいずれかに取り組むこと ※1 耕耘碎土後に入水し、しばらく放置した後、代掻きを行わずに苗を移植する ※2 葉齢が2葉未満の苗(乳苗。育苗日数は7～10日程度)を移植する	・実績報告書(個票)の提出 ・作業中の写真及び資材購入伝票の写しの提出	(無代掻き移植栽培の場合) ☐ 代掻きしていないほ場への移植作業がわかる写真 (乳苗移植栽培の場合) ☐ 乳苗を確認できる写真	
⑦	作期分散	作期の異なる複数品種を作付けし、作期を分散する取組 ・農業経営体の水稻生産全体の中で、上記の取組を行うこと。			
⑧	土壌診断等を踏まえた施肥・土づくり	土壌診断等に基づく施肥、有機質資材や土壌改良資材の施用 ・pH、窒素、リン、カリについて分析を行う土壌診断又は葉緑素計を用いた葉色診断の結果に基づいて、肥料や有機質資材、土壌改良資材を施用すること	・実績報告書(個票)の提出 ・診断結果及び資材購入伝票の写しの提出		
⑨	効率的な施肥	流し込み施肥※1、育苗箱全量施肥※2、側条施肥※3のいずれかに取り組むこと ※1 水口に流し込み施肥用装置を設置し肥料を灌漑水とともに流し込む ※2 苗箱内に屑状に施肥する機械又は肥料と床土を均等に混合する機械を使用し、苗箱内に1作期分の肥効調節型肥料を施用する ※3 側条施肥に対応した田植機を使用し、移植と同時に株溝の土中にすじ状に肥効調節型肥料を施用する	・実績報告書(個票)の提出 ・「流し込み施肥」は資材購入伝票の写しの提出 ・「育苗箱全量施肥」、「側条施肥」は、資材購入伝票の写し及び作業中の写真の提出	(育苗箱全量施肥の場合) ☐ 作業中の写真 または ☐ 使用した機械の写真 (側条施肥の場合) ☐ 作業中の写真 または ☐ 側条施肥機と田植え機を含めた写真	写真必要
⑩	効率的な農薬処理	播種時同時処理※1、田植え同時処理※2のいずれかに取り組むこと ※1 専用の機械を使用し、播種と同時に農薬を処理する ※2 専用の機械を使用し、移植作業と同時に農薬を処理する	・実績報告書(個票)の提出 ・作業中(専用機械)の写真および資材購入伝票の写しの提出	(播種時同時処理の場合) ☐ 作業中の写真 または ☐ 使用した機械の写真 (田植え同時処理の場合) ☐ 作業中の写真 または ☐ 使用した機械の写真	
⑪	化学肥料の使用量削減	堆肥利用等により、化学肥料の使用量を地域の慣行レベルと比べて30%以上削減すること	・作業日誌により確認		
⑫	化学農薬の使用量削減	総合的な防除体系の確立等により、化学農薬の使用量を地域の慣行レベルと比べて50%以上削減すること	・作業日誌により確認		
⑬	多収品種の導入	多収品種で、新市場開拓用米又は加工用米に取り組むこと			
⑭	農業機械の共同利用	農業経営体間で農業機械の共同利用を行うこと又は農業機械のシェアリングサービスを活用すること	・実績報告書(個票)の提出		
⑮	スマート農業機器の活用	ドローンや水管理システム等の活用 ・ロボット、AI、IoTなどの先端技術を活用したスマート農業機器・システムを使用すること	・実績報告書(個票)の提出 ・作業中(専用機械)の写真及び資材購入伝票の写しの提出	☐ 作業中の写真 または ☐ 使用した機械の写真	写真必要
⑯	ほ場由来の温室効果ガスの削減	ほ場由来のメタン発生量の削減に向けた取組の実施 ・長期中干し(地域の慣行日数に対して7日間以上延長)、秋耕(令和6年度中に実施)、のいずれかに取り組むこと	(長期中干しの場合) ・作業日誌により確認 (秋耕の場合) ・作業中の写真の提出	(秋耕の場合) ☐ 作業中の写真	
⑰	ほ場への炭素貯留	土壌管理によりほ場への炭素貯留に向けた取組を実施 ・バイオ炭の施用、不耕起又は省耕起栽培、のいずれかに取り組むこと	・作業中の写真の提出	☐ バイオ炭の施用、不耕起又は省耕起栽培が分かる写真	
⑱	ケイ酸質肥料散布(地域特認①)	生産性向上の取組(①ケイ酸質肥料②その他溶性リン肥等①の成分を含む肥料のいずれかを適正量散布)を行うこと	・作業日誌により確認 ・資材購入伝票の写しの提出		
⑲	省力的な農薬散布(地域特認②)	投げ込み式又は流し込み式の薬剤(フロアブル剤、バック剤、豆粒剤等)を使用して水田除草剤や殺虫剤の散布を行うこと			

畑作物産地形成促進事業（大豆）の取組メニュー及び実績確認方法

※ ①～⑰から畑作物本化作化促進メニュー（⑥、⑪、⑭、⑮）のいずれか1つを含む3つ以上の取組を実施すること

※ 額縁明渠、心土破碎は、畑作物本化作化促進メニューとしてのみ選択することができ、選択する場合はこれを除いた取組を3つ以上実施すること

※ 本事業の要望調査の開始日（令和6年12月17日）以降の令和7年産（基幹作）の取組が対象

番号	取組メニュー	取組内容・取組基準	実績確認方法	写真撮影のポイント等	
①	大豆 300A 技術	300A技術やそれに類する畝立て播種や狭畦密植栽培といった生産性の向上につながる播種技術に取り組むこと	・実績報告書（個票）の提出 ・資材購入伝票の写しの提出	☐ 播種作業中の写真 ※ 耕運同時畝立て技術などを想定	写真必要
②	難防除雑草対策	総合的防除といった薬剤以外の方法による帰化アサガオ類やアレチウリ等の難防除雑草の防除 ・難防除雑草である、帰化アサガオ類、アレチウリ、ヒロハフウリンホオズキ、カロライナツユクサ、イヌホオズキ、オオブタクサ、ニシキアオイを防除すること	・作業日誌により確認 ・総合的防除（機械除草、中耕培土、狭畦栽培等）の取組の作業写真	☐ 使用機械の写真 または ☐ 作業中の写真	写真必要
③	土壌診断等を踏まえた土づくり	土壌診断等に基づく有機質資材や土壌改良資材の施用 ・pH、窒素、リン、カリについて分析を行う土壌診断又はセンシング機器を用いた生育診断の結果に基づいて、有機質資材、土壌改良資材の施用、又は緑肥作物を作付すること（化学肥料の併用も可能）	・実績報告書（個票）の提出 ・診断結果及び資材購入伝票の写しの提出		
④	新品種の導入	単収の高位安定化等に資する新品種の作付 ※ 「里のほほえみ」などが対象	・作業日誌により確認 ※ 新たに導入した面積に限る ・種子購入伝票の写しを提出		
⑤	効率的な施肥	ピンポイント施肥の実施 ・一斉追肥と比較し施肥量を削減すること	・実績報告書（個票）の提出 ・資材購入伝票の写し		
⑥	均平作業（傾斜均平）	レーザーレベラーやGPSレベラーを用いた均平作業	・実績報告書（個票）の提出 ・作業中の写真及び資材購入伝票の写し	☐ 使用機械の写真 または ☐ 作業中の写真	写真必要
⑦	摘心栽培		・作業日誌により確認		
⑧	畝間灌水		・作業日誌により確認		
⑨	化学肥料の使用量削減	堆肥利用等により、化学肥料の使用量の30%以上削減 ・化学肥料の使用量を地域の慣行レベルと比べて30%以上削減すること	・作業日誌により確認		
⑩	化学農薬の使用量削減	総合的な防除体系の確立等により、化学農薬の使用量の50%以上削減 ・化学農薬の使用量を地域の慣行レベルと比べて50%以上削減すること	・作業日誌により確認		
⑪	排水対策	弾丸暗渠、有材補助暗渠、無材穿孔暗渠、深耕の排水対策のうち、土壌条件に合った対策に取り組むこと	・実績報告書（個票）の提出 ・作業中の写真の提出	代表的なほ場における ☐ ほ場の写真（深耕） または ☐ 作業中の写真（弾丸暗渠など）	写真必要
⑫	新たに実施する農業機械の共同利用	地域における農業機械の新規の共同利用 ・農業経営体間で農業機械の共同利用を行うこと又は農業機械のシェアリングサービスを活用すること	・実績報告書（個票）の提出		
⑬	新たに実施するスマート農業機器の活用	ドローンや水管理システム等の新規の活用 ・ロボット、AI、IoTなどの先端技術を活用したスマート農業機器・システムを使用すること	・実績報告書（個票）の提出 ・作業中（専用機械）の写真及び資材購入伝票の写しの提出	☐ 使用機械の写真 または ☐ 作業中の写真	
⑭	土層改良	耕土の確保や土層の機能改善のための客土又は除礫の実施 ・除礫については農業機械を使用すること（人力除去は対象外）	・実績報告書（個票）の提出 ・作業中の写真の提出	☐ 作業中の写真	写真必要
⑮	畦畔除去	効率的な営農のための畦畔除去			
⑯	ほ場由来の温室効果ガスの削減	ほ場由来の一酸化二窒素削減に向けた取組の実施 ・局所施肥、分施、緩効性肥料の施用、のいずれかに取り組むこと	（局所施肥の場合） ・作業中の写真 （分施・緩効性肥料の場合） ・作業日誌により確認	（局所施肥の場合） ☐ 作業中の写真	
⑰	ほ場への炭素貯留	土壌管理によりほ場への炭素貯留に向けた取組を実施 ・バイオ炭の施用、不耕起又は省耕起栽培、のいずれかに取り組むこと	・作業中の写真の提出	☐ バイオ炭の施用、不耕起又は省耕起栽培が分かる写真	
-	額縁明渠、心土破碎	額縁明渠、心土破碎を実施すること ※ 畑作物本化作化促進メニューの対象であるが取組メニューの対象外	・実績報告書（個票）の提出 ・作業中の写真の提出	代表的なほ場における ☐ ほ場の写真（明渠） または ☐ 作業中の写真（弾丸暗渠など）	写真必要

5 畑地化促進事業について

1. 事業概要について

水田を畑地化し、高収益作物等の定着を図る取組を行った場合に、取組面積に応じて支援します。(①畑地化支援・②定着促進支援)

また畑地化に伴って土地改良区の区域から除外する場合は、地区除外決済金を支援します。(③土地改良区決済金等支援)

※ 畑地化は、交付対象水田から除外する取組を指し、地目の変更は求めません。

※ 国の予算の範囲内で交付されるため、取組を申請しても不採択となり交付されない場合があります。

2. 支援内容について

	高収益作物 (野菜、果樹、花き等)	畑作物 (麦、大豆、飼料作物、そば等)
① 畑地化支援	105,000 円/10a (初年度のみ)	
② 定着促進支援	20,000 円/10a × 5 年間 (加工用途出荷は 30,000 円)	20,000 円/10a × 5 年間
③ 土地改良区 決済金等支援	実費 (上限 250,000 円/10a)	

3. 申請要件について

- (1) 令和 6 年産において、水稻作付または水田活用交付金（戦略作物助成、産地交付金）の交付対象となった水田であること
- (2) 令和 7 年産以降、畑作物を 5 年間作付け及び出荷・販売すること
- (3) 団地を形成していること

【団地の基準】

- イ 令和 7 年産に畑地化促進事業に申請する水田
- ロ 令和 6 年度以前に畑地化促進事業に採択された農地
- ハ 令和 3 年産から令和 7 年産に渡って水稻以外の作物を作付する農地(畑、樹園地を含む)で構成され、次の面積要件を満たすもの。
 - ・おおむね 1.0ha 以上 : 平野部
 - ・おおむね 0.5ha 以上 : 中山間部 (P3 の「中山間地域の対象エリア」を参照)
 - ・おおむね 0.3ha 以上 : 農地集積、水利に及ぼす影響が限定的なもの
(土地改良事業施工除外地、個人管理ため池 など)

4. 申請について

事業内容を確認いただき、活用を希望する場合は令和 7 年 2 月 14 日 (金) まで鶴岡市農政課または地域庁舎産業建設課にご相談ください。

(参考) 令和7年産 品目別助成メニュー

		水田活用の直接支払交付金(10a当たり)						
品目		10a当たり 助成額合計 (最大額試算)	戦略作物 助成	産地交付金 (国設定)	産地交付金 (県設定)	産地交付金 (市)	コメ新市場開拓 等促進事業	畑作物産地形 成促進事業
非主食用水稲	加工用米	3万円	2万円	—	0.5万円 ※コメ新市場開拓等促進 事業との重複受給不可 (作付面積単位)	—	3万円	—
	新規需要米	米粉用米	11.5万円	5.5万円～ 10.5万円	—	1万円 ※コメ新市場開拓等促進 事業との重複受給不可 (作付面積単位)	—	9万円
		飼料用米	11万円	(多収品種)5.5万円～10.5万円 (一般品種)5.5万円～8.5万円	—	低コスト生産 0.5万円	—	—
		WCS	8万円	8万円	—	—	—	—
		新市場 開拓用米	5万円	—	複数年契約、1万円 ※コメ新市場開拓等 促進事業で採択さ れた方に限る ----- (2万円)	0.8万円 ※コメ新市場開拓等促 進事業不採択時 (協議会単位)	—	4万円
	備蓄米	—	—	—	—	—	—	—
畑作物等	麦 標準単収 191kg/10a	(水活)3.5万円 (ゲタ数量払)2.0万円 ※0.63万円/60kg	3.5万円	—	—	—	—	4万円
	大豆 標準単収 164kg/10a	(水活)5.9万円 (ゲタ数量払)2.7万円 ※0.98万円/60kg	3.5万円	—	—	0.5万円～ 1.9万円	—	4万円
	そば 標準単収 35kg/10a	(水活)2.0万円 (ゲタ数量払)1.4万円 ※1.76万円/45kg	—	—	—	基本 1.5万円 加算 0.5万円	—	—
	飼料作物	3.5万円	3.5万円	—	—	—	—	—
	うち飼料用 とうもろこし	4.5万円	3.5万円	1万円 ※畑地化促進助成 ※子実用に限る	—	—	—	—
地力増進作物		2万円	—	2万円	—	—	—	—
園芸作物等 (産地交付金対象)		4.6万円～ 6.9万円	—	—	—	0.6万円～ 2.9万円	—	4万円 ※加工用のみ

※下線が変更箇所

※コメ新市場開拓等促進事業と畑作物産地形成促進事業の対象面積については、戦略作物助成(加工用米:2万円/10a、米粉用米:5.5万円～10.5万円/10a、麦・大豆・子実用とうもろこし:3.5万円/10a)及び産地交付金(新市場開拓用米:2万円/10a)から除外。ただし、新市場開拓用米の複数年契約助成加算はコメ新市場開拓等促進事業で採択された方に限る。

※ゲタ数量払については標準単収と免税事業者向け平均交付単価から試算。

※令和7年1月現在の国、県の情報から作成しているため、今後変更される可能性があります。

6 経営所得安定対策等のスケジュールについて

令和7年産に係る経営所得安定対策等のスケジュールは、おおむね下記のとおりです。

2月 上旬～	○ 「生産の目安（仮配分）」の提示、営農計画書等の配布
2月 17日	○ <u>農地異動の申請締切（農業委員会3月農地部会（基盤法・農地法）</u> ※農地中間管理機構の3月農地部会分は終了しました
2月 下旬	○ 営農計画書等の提出 各集落の生産組合長等へ営農計画書等を提出してください。生産組合に加入されていない方は、JA・市担当まで提出してください。
2月 下旬～	○ 営農計画ヒアリングの実施 生産組合長等が営農計画書等を取りまとめ、提出してください。提出に際して、記載内容等の聞き取りを行います。
5月 中旬	○ 交付申請書等の提出
6月 6日	○ <u>営農計画の変更報告締切</u>
6月 13日	○ 産地交付金申請書提出締切
6月 下旬～ 7月 下旬	○ 協議会による現地確認 交付対象作物の現地確認を協議会（市・JA）で直接行います。
8月 中旬～	○ 協議会による現地確認 そば、赤かぶ、青刈稲等の現地確認を協議会（市・JA）で直接行います。
10月 中旬	○ 出荷・販売実績報告書兼誓約書の提出
11月 下旬	○ 畑作物の直接支払交付金（面積払）の交付
12月 下旬	○ 戦略作物助成、産地交付金の交付
1月 下旬	○ 戦略作物助成（飼料用米精算）、産地交付金（耕畜連携）の交付
3月 下旬	○ 畑作物の直接支払交付金（数量払）の交付

※ 上記スケジュールは、審査状況等により変更となる場合があります。

農 畜 () 例 載 記

**NOSA I 制度加入有無、経営所得安定対策
申請有無に関わらず、提出をお願いします。**

NOSA I 組合員名、経営所得安定対策申請者、口座名義人、農作物販売名義人が一致するようにしてください。（押印不要）

令和7年 (兼確認野帳)			
市町村名	鶴岡市	組合名	山形県農業
地区名	〇〇	共済地区名	〇〇〇〇〇〇
集落名	〇〇〇〇	組合員等コード	00000000

参加する集落営農組織・認定方針作成
を記入ください。

集落名	鶴岡	氏名	鶴岡 一郎	米出荷先	JA・業者
	参加する集落営農組織名		〇〇集落営農		
	参加する生産調整方針作成コード、主体名		〇〇〇〇		
	経営所得安定対策加入申請の有無	有・無	〇〇〇〇	青色申告方法	青色・白色
	農業版BCP実施の有無	有・無	有・無		
	環境負荷低減のチェックシート(例紙)	(1)から(7)までの全ての取組を実施		前年の取組結果	当年の取組予定
				☐ しました	☒ します

経営所得安定対策に係る交付金申請の有無に「○」を記入してください。

へり防除については、実施団体の定める様式を用いて申請してください。

耕地 番号	地名・地番	農	業			転作計画 面積	水稲作付 引受面積	水稲品種名 転作作物名	収量 等級	25年 単収 kg	特別栽培 等の状況	異動の内容 (売買・貸借・受委託等の相手名・集落名)	航空 防除 (8月～9月)	集落 営農 担い手 集落	転作物 の出荷先	環境 保全 直注
			水田面積 (田本地面積)	水稲作付 引受面積	水稲品種名 転作作物名											
0010	馬場町 9-25-(1)	①	30.5	30.5	つや姫	19			1	直有特 播機栽			集落	自家用 JA出荷		
0020	馬場町 9-25-(2)	②	28.5	28.5	はえぬき	19				直有特 播機栽			集落	自家用 JA出荷		
0030	馬場町 9-25-(3)	③	30.2	30.2	大豆 (JA出荷)	19				直有特 播機栽			集落	自家用 JA出荷		
0040	馬場町 9-25-(4)	④	15.6	15.6	かぼちや (自家用)	19				直有特 播機栽			集落	自家用 JA出荷		
0050	馬場町 9-25-(5)	⑤	30.3	30.3	ストック (ハウス)	19				直有特 播機栽			集落	自家用 JA出荷		
0060	馬場町 9-25-(6)	⑥	10.3	10.3	枝豆	19				直有特 播機栽			集落	自家用 JA出荷		
0070	馬場町 9-25-(7)	⑦	10.0	10.0	キャバツ	19				直有特 播機栽			集落	自家用 JA出荷		
0080	馬場町 9-25-(8)	⑧	27.8	27.8	柿	19				直有特 播機栽			集落	自家用 JA出荷		
0090	馬場町 9-25-(9)	⑨	29.4	29.4	永年性牧草	19				直有特 播機栽			集落	自家用 JA出荷		
0100	馬場町 9-25-(10)	⑩	29.8	29.8	はえぬき	19				直有特 播機栽			集落	自家用 JA出荷		
小計			214.6	214.6	枝豆	19				直有特 播機栽			集落	自家用 JA出荷		

●確定申告方法
現在の確定申告方法に
「○」を記入してください。

令和7年（6年中所得）に青色申告予定の場合も「青色」に「○」をしてください。確定申告しない方は、記入しなくて結構です。

●農業版BCP実施の有無
自然災害などに遭遇した場合
に、事業の継続や早期復旧を
あらかじめ決めておく計画が
ある場合は有に「○」を、計
画がない場合は無に「○」を
記入してください。

●環境負荷低減のチェックシート

養生期間中の場合は「養生中」と記入してください。

※ 印字内容に変更がある場合は、「取消線」を記入のうえ、訂正してください。

※ 水稻品種、転作作物に変更がない場合は、印字された品種、作物名を「○」で囲んでください。

野菜、果樹、花き等と印字されている場合は、具体的な作物名を記入してください。

※ 飼料用とうもろこしについては、子実用か青刈りの別を明記してください。

① 直播栽培、有機栽培、特別栽培を行う場合は、該当項目を「○」で囲んでください。直播特別栽培を行う場合は、「直播」「特裁」双方を「○」で囲んでください。有機栽培には、鶴岡Ⅰ型特別栽培（鶴岡市認証に限る）、無無栽培を含みます。

② 飼料用米等を「区分管理」で取り組む場合は、取組を明記するとともに、品種名、出荷先を記入してください。
なお、「一括管理」で取り組む場合には、ほ場を特定しませんので、主食用米と同様に品種名のみ記入してください。

③ 複数作物を作付けする場合は、作物毎に作付面積、出荷先を区分して記入してください。なお、作付面積の合計と水田面積が相違しないように留意してください。

④ 具体的な作物名を記入してください。

とりわけ、「花き」「山菜」については、産地交付金の対象品目が限定されているため、作物名未記入の場合は交付対象になりません。

⑤ 実際に作付けされた面積が交付対象となります。

このため、産地交付金の対象作物を園芸施設（パイプハウス等）で作付けしている場合には、ほ場内の「作付けした面積」と「作付けしていない面積」に区分して記入してください。
また、園芸施設作付面積報告書の提出が必要です。

⑥ 特定農作業受託を行う場合は、「異動の内容欄」に「特」と記入し、受託者の集落名・氏名を記入してください。
また、特定農作業受託契約書の写しの提出が必要です。

⑦ 産地交付金の園芸作物助成対象品目で二毛作（同じほ場で時期を変えて2種類の異なる作物を作付け）をする場合は、作付面積及び転作物名を2段書きし、「異動の内容欄」に「二毛作」と記入し、また、露地栽培の場合は各作物の収穫時期についても記入してください。

⑧ カウントほ場（交付対象外）についても、作物名等を記入してください（印字されている場合は、「○」で囲んでください）。

⑨ 飼料作物については、当年産における播種の有無で交付単価が異なるため「播種あり」「播種なし」のいずれかを記入してください。

⑩ 農業委員会において農地異動手続を行った場合は、「異動の内容欄」に相手方の集落名・氏名を記入してください。

異動元、異動先でほ場が異なるなど、記載内容が相違しないよう留意してください。

⑪ 5年水張ルールへの対応として、湛水管理を1か月以上行う場合は、異動の内容の欄に実施予定期間を記入してください。

7 交付対象水田の見直しについて

< 5年水張ルールの概要 >

水田活用の直接支払交付金における交付対象水田のルールが変更となり
**令和9年度以降、5カ年に渡って一度も水稲作付を行っていない農地は
交付対象から除外（原則、交付対象への復帰なし）**されます。

初回判定時（R9）の対象期間

R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
大豆	大豆	大豆	大豆	大豆	⇒ 除外		
水稲	大豆	大豆	大豆	大豆	大豆	⇒ 除外	
大豆	水稲	大豆	大豆	大豆	大豆	大豆	⇒ 除外

※ R9限りの判定ではありません。R10以降も過去5カ年の状況により除外されます。

※ 5年水張ルールへの対応は水稲作付を基本としますが、下記の条件を満たす場合には、水張りを
行ったものと見なすことができます。

(1) 湛水管理を1ヶ月以上行う

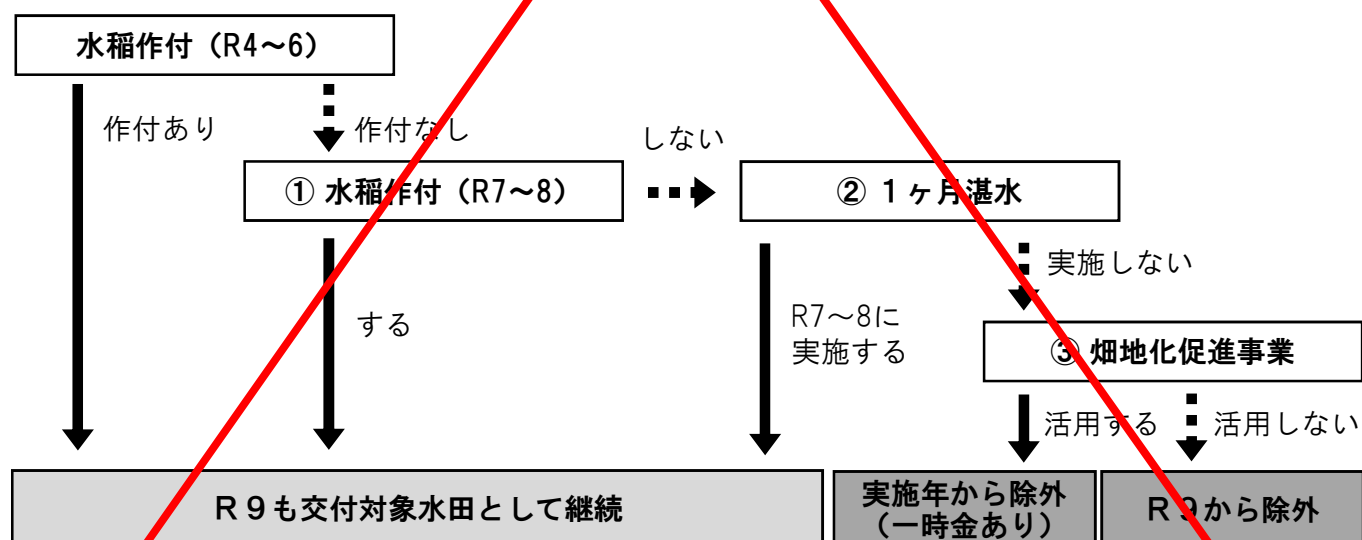
水田機能の確認を目的としているため、① 農業用水路からの取水、② 水利権に支障のない
取水期間中に実施することが基本となりますが、取水期間の定めのないため池や溪流掛かりの
場合等については、ご相談ください。

(2) 連作障害による収量低下が発生していない

同一品目の連作による障害が認められる場合は、1ヶ月湛水を実施したとしても交付対象
水田から除外されます。

1月31日以前の内容で作成しています。
制度の見直しの詳細がわかり次第、改めてお知らせします。

< 5年水張ルールへの対応フロー >



① 水稲作付できる区画は、転作作物との輪作体系の確立に取り組みましょう。

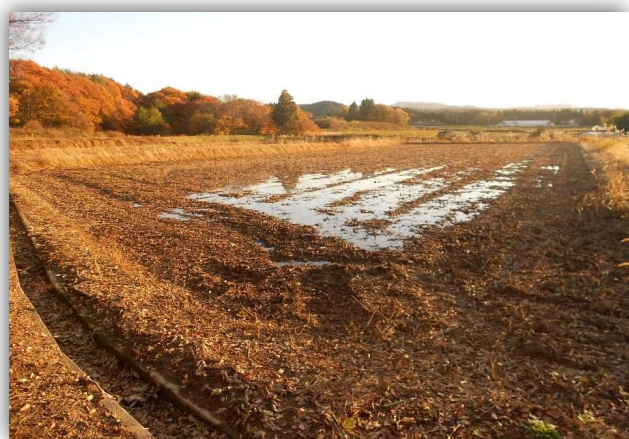
② 湛水できる区画は、転作作物への影響に配慮し、周辺耕作者や水利関係者と
調整のうえ「1ヶ月湛水」に取り組みましょう。

③ 湛水が難しい区画は「畑地化促進事業」の活用を検討しましょう。

1 か月湛水管理ほ場一覧報告書 (記入例)

下記ほ場について、1 か月湛水管理を行いましたので、湛水がわかる写真とともに提出します。

集落名 馬場町
氏 名 鶴岡太郎

耕地 番号	分筆 番号	地名地番	作付面積 (㎡)	湛水期間
0010	001	馬場町 9-25 (1)	1,500	令和7年5月10日～令和7年6月20日
				
※写真裏面(記載例) ・馬場町 9-25(1) ・湛水開始(令和7年5月10日撮影)			※写真裏面(記載例) ・馬場町 9-25(1) ・湛水終了(令和7年6月20日撮影)	
全面が水張りできていない場合は写真の提出があったとしても、対象外となりますので注意してください。 【参考】湛水したと認められない写真(例) 				
【令和6年度事例】 事例① 圃場: 平場(改良区管内) 作物: 枝豆(早生) 時期: 8月上旬～9月上旬 事例② 圃場: 中山間(改良区管内) 作物: そば 時期: 5月中旬～6月中旬				
合 計			1,500	

- ◎ 湛水管理を行うほ場ごとの写真(湛水開始時点と終了時点の2枚)を添付してください。
 ※写真裏面に地番地名と湛水開始・終了のどちらの写真かわかるよう記入してください。
 ※圃場の位置がわかるよう2回とも同じ位置、同じ方向で背景を入れて撮影してください。
- ◎ 協議会で別途水田機能(畦畔、用水施設)の現地確認を実施します。

<注意点>

- 水深等の基準については、水稻作付と同等とし圃場全体に水面が確認できる状態としてください。
- 天水による一時的な湛水ではなく、用水による湛水状態であることが必要です。
- 湛水を行う場合は、湿害など隣地圃場への影響や灌水のルール等に十分に配慮してください。
- 国の示す確認方法によっては、内容が変更になる場合があります。その場合は、改めてお知らせします。
- 湛水管理を行う場合は、営農計画書の異動の内容欄に記載いただくか、事前にJA、農政課にご報告ください。

注 意 事 項

○ 3年不作付カウント

- ・ 令和4年から令和7年まで連続して不作付のほ場は、交付対象水田から除外（カウント）されます。

1月31日以前の内容で作成しています。

制度の見直しの詳細がわかり次第、改めてお知らせします。

○ ~~5年水張りルール~~

- ・ ~~令和4年から令和8年まで水張り（水稲作付）をしないほ場は、令和9年に交付対象水田から除外（カウント）されます。~~

○ 無湛水栽培（湛水せず陸稲のように水稲品種を栽培する場合）

- ・ 「水張り」を行ったことになりません。
- ・ 非主食用米を作付けしても、「交付金」の対象になりません。

○ 農地異動は、農業委員会において手続きを行う必要があります。

- ・ 農業委員会の手続きを行わない農地異動は認められません。

○ 「ゲタ・ナラシ対策」に加入する方は、認定農業者等の更新手続きを忘れずに行ってください。

- ・ 交付申請（6月30日）、出荷数量報告（ゲタ：翌年3月5日、ナラシ：翌年4月30日）時に認定されている必要がありますので、認定期間満了時に再認定手続きを忘れないように注意してください。

○ 作物や出荷区分など、営農計画を変更する場合は、必ず6月6日までに報告してください。

- ・ 現地確認等で作物変更や出荷区分変更が明らかとなった場合は、交付対象となりません。

○ 産地交付金の一部の項目については、営農計画書とは別に産地交付金申請書を6月13日までに提出してください。

- ・ 対象助成項目：そば、山菜、団地加算、団地輪作加算、耕畜連携、地力増進作物